



育児休業給付金の受給期間延長申請に関する事例・判断材料の整理と制度の改めでの周知に向けた見直し

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善） —

総務省行政評価局は、育児休業給付金の受給期間延長申請における手続をより分かりやすくしていくために、令和3年3月24日、厚生労働省に改善をあっせんしました。

このあっせんは、全国における行政相談を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談の内容 ～延長申請が認められないとされた三つの類型～

類型① 保育所に空きがなかったため入所を申し込んでいなかったことなどから、受給期間延長が認められなかった。

類型② 子供が1歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、入所希望の日付を子供が1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった。

類型③ 子供が1歳に達するまでの間に保育所の入所申込みを行ったが、既に子供が1歳に達する前の時点で入所申込みの締切りが過ぎてしまっていた。

判明した事実

復職の意思があって保育所の入所を申し込んだのに延長が認められないと決めつけるのは不親切では？



保育所に空きがなくても入所申込みが必要であること、入所希望日は1歳の誕生日までの日付としなければならないことなど、誤解や制度の不知に加え、ハローワークにおける対応の違いもあり、類似の苦情がやまないこと。

行政苦情救済推進会議注の意見を踏まえ厚生労働省へあっせん

《あっせんの内容》

保護者等の雇用継続を援助、促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 育児休業給付金の延長給付が認められる具体的な事例と判断材料を、分かりやすく整理すること。
- ② 上記で整理した事項を含め、育児休業給付金の延長申請手続について、延長を審査する公共職業安定所、申請側である事業主や被保険者、保育所入所の申込先である市町村等に改めて周知すること。

注 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）
詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html

※詳細は次頁参照

（本件に関する連絡先）
総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）

制度概要

(育児休業給付金の受給期間を延長するための手続等)

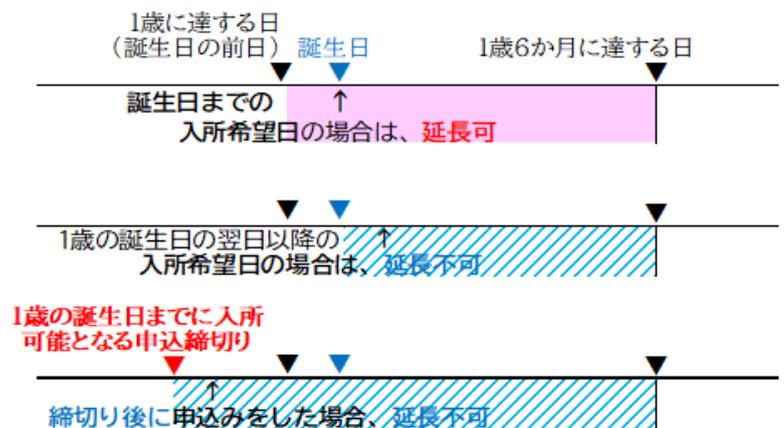
- 育児休業の申出に係る子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後について、公共職業安定所長宛てに育児休業給付の延長手続を行う場合、以下の要件を満たしていることが必要
 - あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、
 - 市町村から子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていること

行政相談・類型②③

(誤解されやすいケース) (パパ・ママ育休プラス制度は要件が異なる。)

例：1歳6か月までの延長

- ◎ 延長可
(誕生日までの日で入所希望)
- × 延長不可
(誕生日の翌日以降の日で入所希望)
- × 延長不可
(誕生日以前に申込締切り)



厚生労働省の見解

- 受給期間延長 (1歳6か月まで) について、類型①は保育所への入所申込みが必須となるものであるが、類型②③のケースは、認められる場合がある。

行政苦情救済推進会議の主な意見

- 制度の周知とともに、行政相談類型①②③について、保護者が迷いなく判断できる明確で具体的な判断基準を整理したり、申込書の記載例を示すなど、誰が読んでも誤解がないようにすることが必要ではないか。
- この問題は使用者、企業などの労務担当への周知徹底と同時に、被保険者への周知を行うことの両面で改善を進めていくということが大事ではないか。具体的な判断基準を示し、市町村も含め、情報を共有するということが必要ではないか。

具体的な事例や判断材料が整理されて、改めて制度が周知されれば、申請する際の戸惑いもなくなるね！

